学厚生労働省

兵庫労働局



Press Release

兵庫労働局発表 令和7年1月30日 [照会先]

兵庫労働局 労働基準部 健康課課 長 高石 康子健康主任 山口 一馬 (TEL) 078-367-9153

(FAX) 078-367-9166

報道関係者 各位

「化学物質管理強調月間」を新設しました(毎年2月) スローガン 『 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 』 当局では2月10日(月)に講演会を開催します

令和6年4月から、化学物質に関する改正法令が全面施行され、規制の対象となる化学物質は、令和8年4月にかけて順次拡大し、合計で約2,900物質が指定される予定です。

当該改正法令では、業種・規模に関わらず、規制の対象となる化学物質を製造、取扱う全ての事業場に対して、事業者が自ら健康障害防止措置を選択して実施する「自律的管理」が義務付けられました。

こうしたことから、厚生労働省は、令和7年から「化学物質管理強調月間」を新設し、広く一般に化学物質管理の重要性に関する意識の高揚及び化学物質の自律的管理の定着を図ります。当局では、外部講師を招き、以下の講演会を開催します。

講演会名: 『職場に潜む化学物質の危険性』

~飲食・清掃業を含むすべての業種が対象です~

日 時:令和7年2月10日(月) 午後2時から午後4時30分

講演:化学物質管理の転換点~事業場が今すべきこと~

会 場:クリスタルホール(神戸クリスタルタワー3階)

受 付:兵庫労働局ホームページに受付フォームがあります。



たしかめたん

※参考 別添1 講演会チラシ

別添2 令和6年度 化学物質管理強調月間実施要綱リーフレット

別添3 令和6年度 化学物質管理強調月間実施要綱

(※ 上記講演会について取材いただける場合は、お手数ですが、開催の2開庁日前までに兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。)

R6.4.1 化学物質改正法令施行

講演会

職場に潜む化学物質の危険性

~飲食・清掃業を含む**すべての業種が対象**です~

※ご確認ください※ 裏面に災害事例があります。

「うちの会社は化学物質使ってないから関係あらへん!」

タイトルを見て、そう感じた事業者や労働者の方がいるのではないでしょうか。しかし、化学物質は、私たちの職場に溶け込んでいることから、気付かないうちに使用し、また、気付かないうちに健康が蝕まれている可能性があります。このような性質を持つ化学物質について、令和6年4月より改正法令が施行され、第三次産業を含む全ての事業場に対して化学物質の管理が義務付けられたことを背景に、今回の講演会を開催します。これを機に、冒頭の考えが、「うちの会社も化学物質を使っているかも。確認しよか!」と、化学変化したら幸いです。

講演

化学物質管理の転換点 ~事業場が今すべきこと~

(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部特任研究員 (元 化学物質情報管理研究センター長代理)

講師

伊藤 昭好 氏

開催日時

2月10日(月)午後2時 \sim 午後4時30分

会場

神戸クリスタルホール

(神戸市中央区東川崎町1-1-3 3階)



受付サイト



- ・無料
- ・先着200名
- $\cdot 1/1 \sim 2/5$

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/Mzc0NA==/c31f6ca155ea4b5cb56f23817ac4d4b3

主催 兵庫労働局/(一社)兵庫労働基準連合会後援 兵庫県









🤁 厚生労働省

兵庫労働局

第1回 化学物質管理強調月間 (R7.2.1~2.28) 【正い理解 正い管理 化学物質と向き合おう】



災害事例

一酸化炭素中毒



- ◆発生原因:飲食店の厨房で仕込み作業中、一酸化炭素中毒。原因は、①換気不十分、②木炭の不完全燃焼、③安全教育の不十分。
- ◆対策:厨房の換気設備の能力と設置状況を確認し、確実に稼働すること。また、 火気を使用する場所に警報装置を設置し、 聴覚的に災害を感知できるようすること。 安全教育を実施し、同種災害を防ぐこと。

塩素ガス中毒



- ◆発生原因:大浴場の機械室にて、塩素系薬剤の補充作業中、誤って次亜塩素酸ソーダを含有する薬剤を補充し、塩素ガス中毒。原因は、①成分名等の表示がなされていない容器に薬剤を保管していたこと、②安全衛生管理体制が確立されていなかったこと等。
- ◆対策:取り違えがないよう、収納場所を別にし、目立つ場所に名称等のラベルを貼ること。また、交代勤務がある職場では特に注意して情報共有を行い、作業手順書を基に作業を行うこと。

有機溶剤中毒



- ◆発生原因:レジカウンター上の粘着 テープ跡を洗浄液にて拭き落とし作業中、 有機溶剤中毒。原因は、①有機溶剤を使 用することへの認識不足、②吸引防止措 置が講じられていなかったこと。
- ◆対策:洗浄液を選ぶ際には、安全データシート(SDS)等により成分を確認し、必要に応じて有害性及び適正な取扱方法について、事前に安全教育を実施すること。

フッ化水素中毒



- ◆発生原因:清掃業者によるトイレの清掃作業中に、危険有害性の高い洗浄剤を使用したことによるフッ化水素中毒。原因は、①換気不十分、②適正な呼吸用保護具の未使用、③作業主任者の未選任による作業方法等の管理不足。
- ◆対策:洗浄剤を使用する際は、作業場の広さ、薬品の性質等を把握し、換気対策を十分に講じること。また、法令に基づく呼吸用保護具の選定・使用、更に作業主任者の選任により作業方法等を管理すること。



2月は化学物質管理強調月間です

【正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう】



兵庫労働局労働基準部健康課

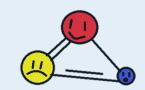
改正法令による「自律的管理」への移行、また、幅広い産業に適用されることを契機に、厚 生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱する「化学物質管理強調月間」を創設し、広く一般 に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚及び化学物質等障害防 止対策のより一層の徹底を図ります。

つきましては、関係団体や事業場においては、以下「実施事項」をご参照いただき、ご協力 を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



実 施 事 項

- ① 危険有害性等の確認
- ② 特別規則(特化則、有機則等)及び石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ④ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ⑤ 日常の化学物質管理の総点検
- ⑥ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ⑦ スローガン等の掲示
- ⑧ 緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑨ 意識高揚のための行事等の実施





- ① 化学物質管理の啓発
- ② 化学物質に関する説明会等の開催
- ③「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有および 意思疎通
- ④ 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- ⑤ 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- ⑥ 雑誌等を通じた広報
- ⑦ 事業者の実施事項についての指導援助

主唱者 : 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協力連携者: 経済産業省、環境省

協賛者 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、

建設未力倒災告初止励去、隆工員物建込事未力側災告初止励去、 港湾貨物運送事業労働災害協会、林業・木材製造業労働災害防止協会 **沙**厚生労働省

兵庫労働局

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、 危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以 上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第39号)等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質(リスクアセスメント対象物)は順次拡大され、令和8年4月から約 2,900 物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)―化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」(第5回国際化学物質管理会議採択)において、多様な分野(環境、経済、社会、保健、農業、労働等)における多様な主体(政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等)によるライフサイクル(製造から製品への使用等を経て廃棄まで)を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業·木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

- (1) 主唱者・協力連携者・協賛者
 - (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点 として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動 の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業 者向けの説明会等の開催

- (ウ)「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎 通
- (エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- (オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- (カ)雑誌等を通じた広報
- (キ) 事業者の実施事項についての指導援助
- (ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- (ケ) (ア)~(ク) の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認

- (イ)特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹 底
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・ SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に 対する教育の実施
 - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、 危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減 措置及び労働者に対する教育の推進
 - e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適 切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事 項の確認
 - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定し た実地訓練等の実施
- (ケ)化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の 掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施